

栃木市都市計画マスタープラン

(第2回改訂版)

《素案》

令和7(2025)年 月

栃木市

第1章 計画の目的と内容

- 1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 まちづくりの総合的課題と目指す方向性

- 1. 地域の枠を超えた総合的・一体的なまちづくり・・・・・・・・ 4
- 2. 地域の個性を生かした魅力あるまちづくり・・・・・・・・ 4
- 3. 都市づくりの新たな価値観に基づく着実なまちづくり・・・・ 5
- 4. 共に考え行動する協働・連携のまちづくり・・・・・・・・ 5

第3章 将来の都市の姿

- 1. 将来都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. まちづくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3. まちづくりの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4. 将来都市構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5. 将来人口フレーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 全体構想

- 1. 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2. 交通体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3. 都市施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4. 市街地整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 5. 都市防災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 6. 都市景観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 7. 都市環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第5章 地域別構想

- 地域別構想について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 1. 栃木地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 2. 大平地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 3. 藤岡地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 4. 都賀地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
- 5. 西方地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
- 6. 岩舟地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

第6章 実現方策

- 実現方策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
- 1. 部門別主要事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121

第7章 実現に向けた課題

- 1. 都市計画上の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
- 2. 都市計画マスタープラン運用に当たっての課題・・・・ 135

第 1 章

計画の目的と内容

1. 計画の目的
2. 計画の内容

第1章 計画の目的と内容

1. 計画の目的

(1) 栃木市都市計画マスタープラン（第2回改訂版）策定の背景と目的

本市は、旧栃木市・旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町・旧西方町との合併を受け、平成25（2013）年度に『栃木市都市計画マスタープラン』を策定し、平成27（2015）年度に旧岩舟町の編入に伴う軽微な改訂を行っています。平成25（2013）年度の策定から10年が経過し、20年の計画期間の中間となるため、近年の社会情勢の変化や新たな施策等を反映した『栃木市都市計画マスタープラン（第2回改訂版）』を策定します。

なお、策定に当たっては『第2次栃木市総合計画』や『栃木市立地適正化計画』等との整合を図り、将来像や基本理念等を十分に反映させるとともに、実効性のある計画とすることを目指します。

(2) 都市計画マスタープランについて

『栃木市都市計画マスタープラン（第2回改訂版）』は、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、県が定める『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』や『第2次栃木市総合計画』に即して策定します。（本市は栃木地域・大平地域・藤岡地域・都賀地域・岩舟地域が「小山栃木都市計画区域」に、西方地域が「西方都市計画区域」に属します。）

都市計画マスタープランは、主に、次のような3つの役割を担っています。

- ・ 行政と市民等が、地域の特性や課題を踏まえ、互いに意見交換しながら、都市計画が目指す将来像を具体的に示します。
- ・ 具体的な将来像を示すことにより、市民等の都市計画に対する理解を深め、参画と協働によるまちづくりを進めるための共通認識を確立します。
- ・ 将来像という大きな目標を達成するために、個別の都市計画がどのような役割を果たし、どう関連するのかをわかりやすく示します。

都市計画マスタープランでは、上位計画である『第2次栃木市総合計画』のうち、都市計画に関する分野を対象とします。

都市計画の分野とは、主に次の4つに関する施策を言います。

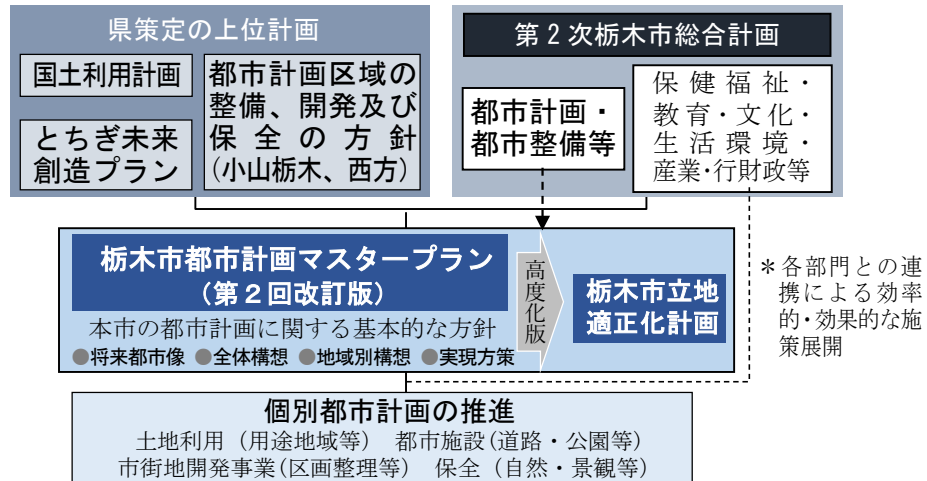
- ・ 「土地利用」市街化区域、用途地域等の土地利用に関するもの
- ・ 「都市施設」道路・公園・緑地等の整備に関する計画、手続きと実際の施行に関するもの
- ・ 「市街地開発事業」土地区画整理事業・工業団地造成事業等の面的な開発事業に関するもの
- ・ 「保全」農地・樹林地・河川・景観等の保全に関するもの

(3) 計画の位置づけ

『第2次栃木市総合計画』の「基本構想」においては、今後10年間（令和5（2023）～14（2032）年）の将来像を定め、その実現に向けた基本方針を政策として明らかにしています。

都市計画に関わる事業は、実現までに長期間を必要とすることが多く、都市計画マスタープランは、それらを計画・実施していく上で基調とするべき基本理念及び基本方針です。

【上位計画等と都市計画マスタープランの関係】



2. 計画の内容

(1) 対象期間

基準年次：平成25（2013）年

目標年次：令和15（2033）年（対象期間：20年）

平成26（2014）年～令和15（2033）年の20年間と設定し、施策や事業の推進においては、短期（1～5年）、中期（6～10年）、長期（11～20年）を適宜設定します。

なお、20年という期間においては、本市の都市政策を取り巻くまちづくりの潮流の変化が想定されることから、概ね10年を目安に計画の改訂を行います。

(2) 対象区域

都市計画区域（行政区）：331.50km²〔市街化区域：34.269km²〕（令和7（2025）年4月1日）

(3) 計画の構成

《全体構想》、《地域別構想》による構成とします。

計画策定においては市民意向等の反映を図り、より実効性の高い内容とします。

【計画の構成】

